



# カタログギフトの申込期限を過ぎてしまったら？

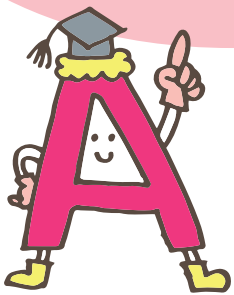
## 相談者の気持ち

カタログギフトをもらいましたが、うっかり注文し忘れて、申込期限を過ぎてしまいました。事業者に電話したところ「期限を1日でも過ぎたら注文を受け付けない」と言われてしまいました。贈り主からお金だけ取って、商品を送らないなんておかしくないですか？



小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



「カタログギフト」とは、贈り主が代金を支払い、受取人がカタログの中から商品を選択して事業者と連絡すると、事業者がその商品を受取人に発送するという一連の行為について取り決めた契約のことを指すと考えられます。そうすると、この契約は、贈り主と事業者の間で、受取人に商品の選択権を与え、受取人が選択をすると事業者は受取人に選択された商品を発送する義務を負うという、第三者のためにする贈与契約ということになります。

では、受取人の選択権はいつまで認められるのでしょうか。

受取人の選択権は、一種の債権ですから、いつまでも行使しないでいると、時効によって消滅し、時効の期間は5年(民法166条1項1号)ということになりそうです。しかし、ほとんどのカタログギフトでは、5年よりもずっと短い期間を申込期限として定め(資金決済法の適用対象外となる6か月以内としていることが多い)、申込期限を過ぎて申込みをしても、ご相談のように、「注文を受け付けない」という対応をしています。

それは、事業者が約款(民法548条の2第1項)によって、申込期限を制限しているからです。

このように約款によって権利の制限をすることが認められるのは、民法の規定によれば、

①「不特定多数の者を相手方として行う取引」であって、②「双方にとって合理的なものであること」及び③「取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして、相手方の利益を一方的に害すると認められるものでない」場合です(同条1項、2項)。

カタログギフトは、①に当たることは明らかです。②については、カタログギフトというものの特性上、時間が経てばカタログに掲載された商品が提供されなくなったり、価格が変動したりすることがありますので、期間の制限をすることは、事業者にとっては合理的ですが、受取人にとっても一応は合理的といえるでしょう。また、③については、②について述べたような事情を考えると、受取人の利益を一方的に害するとまではいえないように思われます。

さらに、民法には、「あらかじめ約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき」は、「約款の個別の条項についても合意したものとみなす」ということも定められています。

ほとんどのカタログギフト業者は約款を定めて、カタログに「約款を契約の内容とする」ことを表示していますし、期間制限についても明示していますので、この規定によって、期間制限は有効と考えられます。利用する際は、約款をよく確認するようにしましょう。